

横浜市立大学鶴見キャンパス放射線安全管理委員会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 60 号
最近改正 令和 元 年 8 月 1 日 規程第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻放射線障害予防規程第9条第5項の規定に基づき、鶴見キャンパス放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 生命医科学専攻の各部門（各1名）から選出された教授又は准教授
- (2) R I 管理室長
- (3) 放射線取扱主任者
- (4) 八景キャンパス教育推進課長
- (5) その他研究科長が必要と認める者 若干名

(委員の委嘱)

第3条 委員は生命医科学研究科長（以下、「研究科長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 第2条に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 安全管理委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

(定足数)

第7条 会議の成立は、委員の半数以上の出席による。

(議決)

第8条 議決は、出席委員の過半数の同意を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 安全管理委員会は、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(事務)

第10条 安全管理委員会の事務は、鶴見キャンパス担当が処理する。

(改廃)

第11条 この規定を改廃するときは、安全管理委員会の議を経て、研究科長に報告し、その承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第18号）

(施行期日)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。